

**電気料金メニュー一定義書**

**【GR スタンダード ナイト割 R/A (中部電力エリア)】**

**TG オクトパスエナジー株式会社**

小売電気事業者登録番号：A0793

2022年10月11日実施

## 目次

1 実施期日 .....	.3
2 定義 .....	.3
3 適用条件 .....	.4
4 供給電気方式、供給電圧および周波数 .....	.5
5 契約電流、契約容量および契約電力 .....	.5
6 電気料金 .....	.8
7 適用期間 .....	.9
8 契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更 .....	.10
9 GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書の変更および廃止 .....	.10
10 単位および端数処理 .....	.10
付則 .....	.12
1 当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて .....	.12
別表 .....	.13
1 燃料費調整 .....	.13
2 契約容量の計算方法 .....	.15

電気料金メニュー定義書【GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）】（以下「GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

## 1 実施期日

GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書は、2022年10月11日より実施します。

## 2 定義

次の言葉は、GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、別段の定めがない限り、GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書においても同様の意味で使用します。

### (1) 最大需要電力

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款」といいます。）に定める接続供給電力の最大値をいいます。

### (2) デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日（以下「休日等」といいます。）の該当する時間を除きます。

### (3) ホームタイム

休日等以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間、ならびに休日等の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

### (4) ナイトタイム

デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。

## (5) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

## (6) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。)をいいます。

## (7) ナイト割各メニュー

GR RE100 ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書にもとづく電気料金メニューのうち、GR RE100 ナイト割 R、または GR RE100 ナイト割 A のいずれかをいいます。

## 3 適用条件

GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書にもとづく電気料金メニュー(以下「GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### 【GR スタンダード ナイト割 R】

- (1) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。または、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計(契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなします。契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力と

の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

- (3) 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

#### 【GR スタンダード ナイト割 A】

- (1) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。  
ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、当社が認めたときは、(1) に該当し、かつ、(2) の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。
- (3) 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

### 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることができます。

### 5 契約電流、契約容量および契約電力

#### 【GR スタンダード ナイト割 R】

契約電流については、以下(1)(2)および(3)、契約容量については、以下(4)および(5)のとおり定めます。

- (1) 契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただく契約電流の値等に決定することができます。

- ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。
- ③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、GR スタンダード ナイト割 R(中部電力エリア)に切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
- (3) (1)の方法に従い契約電流の値が決定する場合、基本料金の算定上、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアとみなします。
- (4) 契約容量は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、別表 2（契約容量の計算方法）により、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値等に決定することがあります
- ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。
- ③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、GR スタンダード ナイト割 R(中部電力エリア)に切り替える場合は、

原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (5) 契約容量が、(4)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

#### 【GR スタンダード ナイト割 A】

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (1) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本定義書により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本定義書による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本定義書によって受けた電気の供給とみなします。
- (2) 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (3) 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協

議により定めた期間とすることがあります。) の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、需要場所における負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

## 6 電気料金

### (1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき以下のとおりとします。

「使用期間 1 日あたりの金額」 × 「当月 1 か月の使用期間の日数」

(「当月 1 か月の使用期間の日数」は実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款 14(電気の使用期間)で定める使用期間の日数です。)

ただし、1 か月まったく電気を使用しない月の基本料金は、「使用期間 1 日あたりの金額」 × 「当月 1 か月の使用期間の日数」の金額から半額とします。

#### 【GR スタンダード ナイト割 R】

使用期間 1 日あたりの金額	
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	48.88 円
10 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	9.40 円

#### 【GR スタンダード ナイト割 A】

使用期間 1 日あたりの金額	
契約電力 1 キロワットにつき	9.40 円

### (2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

デイタイム	1キロワットにつき	38.71円
ホームタイム	1キロワットにつき	28.52円
ナイトタイム	1キロワットにつき	16.30円

### (3) 電気料金の合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金、電力量料金および電気需給約款で定める再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、付帯メニューや割引等が適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、0円とします。

### (4) 友達紹介割

電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金を割引します。割引の詳細は別途電気需給約款の付則に記載します。

## 7 適用期間

(1) GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。電気需給約款27（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合（ナイト割各メニュー間の変更を含みます。）には、原則として当社が変更を承諾した直前の電気の計量日または検針日とします。ただし、お申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要する場合等で、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日または検針日となることがあります。

(2) GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の適用期間は、

(1)に定める適用開始日から電気需給約款29(お客さまからの電気需給契約の解約)および30(当社からの電気需給契約の解約等)に定める解約日または終了日までとします。

## 8 契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流、契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく基本料金を、お客さまが希望した日から電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定、または契約電流、契約容量もしくは電気料金メニューを変更した後の計量日または検針日から1年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約電流、契約容量または電気料金メニューを変更することはできません。
- (3) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

## 9 GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) GR スタンダード ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

## 10 単位および端数処理

GR RE100 ナイト割 R/A(中部電力エリア)の定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、5 (契約電流、契約容量および契約電力) により定められた値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。
- (3) 当月の使用電力量は、使用期間について記録型計量器により 30 分単位で計量される使用電力量を合計した値とします。当月の使用電力量が小数点以下の値となる場合、端数処理は行わず、その値を電気料金の計算で使用します。

## 付則

### 1 当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて

- (1) 当社の他の電気料金メニューから GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）にメニュー変更する際に、当社の他の電気料金メニューの新規申込をされたお客さまを対象として実施した割引（以下、「新規申込割」といい、ハジメテオクトパスの「1万円割」を含みます。）の残額（以下「他メニューの新規申込割の残額」といいます。）が存在する場合、他メニューの新規申込割の残額を継続して電気料金の割引に利用できるものとします。他メニューの新規申込割の割引金額（税込）全額が割り引かれ、他メニューの新規申込割の残額がなくなるまで、割引を行います。他メニューの新規申込割の適用条件、割引内容、割引期間の詳細は、対象の電気料金メニュー定義書をご確認ください。
- (2) 電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）や 30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となり、電気需給契約の解約日（または終了日）直前の計量日または検針日から解約日（または終了日）の前日までの使用期間にもとづく電気料金（以下、「解約直前の電気料金」といいます。）から他メニューの新規申込割の残額を割り引いた後もさらに他メニューの新規申込割の残額が残る場合、その残額は解約直前の電気料金の請求日時点で消滅します。
- (3) 当社は、GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書 9（GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書の変更および廃止）にもとづき、GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書を廃止する場合があります。GR スタンダード ナイト割 R/A（中部電力エリア）の定義書を廃止する場合で、廃止時点でお客さまの他メニューの新規申込割の残額が残っている場合、他メニューの新規申込割の残額の取り扱いについて当社ホームページに掲載します。

# 別表

## 1 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の計算

#### ① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### ② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2)の基準単価 \div 1,000)$$

□ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円})$$

$$\times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日または直前の検針日が属する月の場合には、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から解約前の計量日の前日まで、または解約前の検針日の前の検針日から解約前の検針日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日または検針日から6月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日または検針日から7月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日または検針日から8月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日または検針日から9月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日または検針日から10月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日または検針日から11月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日または検針日か

間	ら 12月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日または検針日から翌年の1月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日または検針日から2月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日または検針日から3月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日または検針日から4月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日または検針日から5月の計量日の前日または検針日の前日までの期間

#### ④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.233円
------------	--------

#### (3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

## 2 契約容量の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

- × 電圧(ボルト)
- × (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

- × 電圧(ボルト)
- × 1.732
- × (1 ÷ 1,000)